

佐賀市主催

空き家、どうしよう？と思ったら 専門家に無料相談できます

相続・登記・売却・管理・活用・制度のことまで、気になることを一度に相談。
「何から始めたらいいかわからない」段階でもお気軽にお申し込みください。



相談無料

1組30分程度

事前申込優先

相続・登記

相続登記が義務化。
何から始めれば
いい？



売却・処分

売りたい、手放し
たい。進め方を知
りたい



管理・解体

遠方で管理が大変
。放置が心配



活用・改修

耐震化・改修をし
て利活用したい



制度・法律

空家特措法、民法
、国庫帰属制度な
どを知りたい



開催概要

○日時 令和8年**9月27日(日曜日)**

13:00～16:00(当日受付は15:00まで)

○場所 佐賀市役所本庁舎1階市民ホール

○対象者 市内にある空き家の所有者または管理者の方
(今後空き家を管理する見込みのある方を含む)

○相談員 不動産、相続、登記などの専門家の協力団体



申し込み方法

- ・ **9月25日(金)17時**までに、必要事項を記載した申込書を FAXまたは電子メールでご送付 いただくか、お電話でお申し込みください。
- ・ お電話でお申し込みの際は、申込書への記載事項(氏名・電話番号・相談したい物件の住所・相談内容等)をお知らせください。
- ・ 事前申し込みをされた方が優先となりますが、空きがある場合は当日受付も可能です。
- ・ 申し込み多数の場合は先着順となり、時間を調整させていただくことがありますので、ご了承ください。



申し込み・
問い合わせは
こちらまで

佐賀市都市政策課 空き家対策室

電話 0952-40-7174 (8:30～17:15)

FAX 0952-26-7376 (24時間)

メール toshi@city.saga.lg.jp (24時間)